

熊本県子どもの権利擁護推進事業業務委託仕様書

1 事業名称

熊本県子どもの権利擁護推進事業

2 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和6年（2024年）6月30日まで

3 目的

子どもの養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されることが必要である。しかしながら、子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられる。

よって、本事業は、子どもの意見表明を支援する取組みを実施することで、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

4 業務内容

子どもの意見表明の支援

国の定める「権利擁護スタートアップマニュアル（案）」を参考に次の取組を実施する。

- (1) 意見聴取窓口の設置を行う。
- (2) 子どもの権利擁護の支援に係る様式（訪問活動記録様式等）を国の定めるガイドラインを参考に作成する。
- (3) 熊本県が所管する児童相談所（一時保護所）に週1回、児童養護施設5カ所（※）及び児童治療心理施設1カ所に月1回意見表明支援員が定期訪問し、対象の子どもに対して意見形成及び意見表明支援を行う。また、自ら意見を表明することができない子どもを発見した場合、意見聴取及び相談を実施する。
（※）児童養護施設シオン園、光明童園、熊本天使園、広安愛児園、みどり園
- (4) その他、子どもの求めに応じた必要な支援を行う。
- (5) 子どもからの聴取結果を作成し、保管する。
- (6) 意見表明支援員へのスーパービジョンを担うスーパーバイザーを配置し、意見表明支援員が定期的にスーパーバイザーから意見表明支援活動に係る対応について指導や評価等を受けることができる体制を整える。

5 業務体制

受託者は、本事業の実施に当たり、運営責任者を選任するとともに、必要な要員を確保・配置すること。

6 受託者の責務

- (1) 受託者の職員は、その職務を遂行するにあたっては、子どものプライバシーに十分配慮するとともに、子どもの同意なしに情報の開示や提供を原則行わないこと。ただし、子どもの生命が危険にさらされているなど重大な侵害が及ぶ懸念があるときはこの限りではない。
- (2) 受託者は、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業の実施にあたっては、児童相談所や施設等と連携を密にし、必要に応じて他の関係機関と連携し、効果的な支援を行うこと。

7 関係書類の提出

(1) 実施計画書の作成及び提出

受託事業者は、契約を締結した月末までに、4の「業務内容」を記載した実施計画書を作成し、県に提出するものとする。

(2) 実績報告書等の作成及び提出

受託事業者は、令和6年（2024年）6月30日までに実績報告書を作成し、県に提出するものとする。また、1月毎に実施状況報告書を作成し、事業実施の翌月10日までに県に提出するものとする。ただし、6月分については、実績報告書と併せて提出するものとする。

8 関係書類の整備等

（1）会計の管理

受託事業者は、社会福祉法人等の全体の会計とは別に、本業務に係る会計帳簿類を設けて管理する。

（2）帳簿書類等の保存期間

受託事業者が作成した帳簿書類（会計帳簿書類、業務記録簿、職員の出勤簿等）は、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（3）契約期間終了等に係る引継ぎ業務

受託事業者は委託契約の終了に当たり、委託者の指示に基づいて適切に引き渡し又は廃棄すること。

9 その他

（1）業務の実施に当たっては、委託者と適宜協議を行うなど、十分調整して行うこと。

（2）打ち合わせの必要が生じた場合、受託者は委託者の求めに速やかに対応すること。

（3）業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委託者の決定するところによるものとする。